

(改正後)

(改正前)

高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱	高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱
<p>第1条～第7条(9)(略)</p> <p>(10) 事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。<u>この場合において、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第5号様式による誓約書兼同意書を県に提出すること。</u></p> <p>第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生じた場合は、別記第<u>9</u>号様式による変更交付申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第9条 補助事業者は補助事業が完了したときは、別記第<u>10</u>号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2(略)</p> <p>3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した事業実</p>	<p>第1条～第7条(9)(略)</p> <p>事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。<u>この場合において、県税の納税義務がない場合は別記第9号様式による申立書を、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第5号様式による誓約書兼同意書を県に提出すること。</u></p> <p>第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生じた場合は、別記第<u>10</u>号様式による変更交付申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第9条 補助事業者は補助事業が完了したときは、別記第<u>11</u>号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2(略)</p> <p>3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した事業実</p>

高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第 11 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第 10 条 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 13 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

第 11 条～第 13 条(略)

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第 12 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第 10 条 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 14 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

第 11 条～第 13 条(略)

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

(追加)

(改正後)

別表(第3条関係)

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:130万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:30万円/基 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。  県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。

(改正前)

別表(第3条関係)

区分	タンク削減区分	タンク整備区分	推進区分
補助事業者	市町村	市町村	高知県燃料タンク対策協議会
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体	高知県燃料タンク対策協議会
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)	防災プログラムの策定等、燃料タンク対策を推進する場合
補助対象経費	重油代替暖房機(木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)	タンク対策の推進に要する事務費(人件費、使用料、手数料等)。ただし、国の産地活性化総合対策事業において補助対象とならない経費に限る。
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:130万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:30万円/基 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基の整備場所の確保につき30万円	=
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。 <u>なお、国の産地パワーアップ事業を活用する場合の補助率は、県6分の1以内、市町村12分の1以上とする。</u>	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。 <u>なお、国の産地活性化総合対策事業を活用する場合の補助率は、県6分の1以内、市町村6分の1以上(特認12分の1以上)とする。</u>	県の補助率は定額とする。
	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。		

※注 「国の産地パワーアップ事業」とは、産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月28日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知)で規定する生産支援事業をいう。  
「国の産地活性化総合対策事業」とは、産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知)で規定する新品種・新技術活用型産地育成支援事業をいう。

(改正後)

別記

第1号様式(第4条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県燃料タンク対策事業を実施したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。  
記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入してください。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入してください。)
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画(別記第2号様式)
  - (2) 収支予算書(別記第3号様式)
  - (3) 市町村の補助金交付要綱
  - (4) 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
  - (5) 位置図、設備の設置予定場所を明記したハウス概略図及び写真
  - (6) 誓約書兼同意書(別記第5号様式)
  - (7) 特認協議書(別記第4号様式)
  - (8) 燃料タンク整備計画(別記第8号様式)
  - (9) タンクの設置状況写真及び平面図(削減タンクの図示)(タンク削減区分の場合)
  - (10) リース見積書等、リース期間終了後の残存設定価格が分かるもの(タンク削減区分でリースをする場合)

(改正前)

別記

第1号様式(第4条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者名  
(生年月日 年 月 日)

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県燃料タンク対策事業を実施したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。  
記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入してください。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入してください。)
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画(別記第2号様式又は別記第2号様式の2)
  - (2) 収支予算書(別記第3号様式)
  - (3) 市町村の補助金交付要綱
  - (4) 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
  - (5) 位置図、設備の設置予定場所を明記したハウス概略図及び写真
  - (6) 誓約書兼同意書(別記第5号様式)
  - (7) 特認協議書(別記第4号様式)
  - (8) 燃料タンク整備計画(別記第8号様式)
  - (9) 県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県税の滞納がないことを証するもの)  
ただし、県税の納税義務がない場合は別記第9号様式の申立書を添付してください。  
なお、申請者が市町村の場合には納税証明書及び申立書の添付は不要です。
  - (10) タンクの設置状況写真及び平面図(削減タンクの図示)(タンク削減区分の場合)
  - (11) リース見積書等、リース期間終了後の残存設定価格が分かるもの(タンク削減区分でリースをする場合)
  - (12) 国の産地パワーアップ事業又は産地活性化総合対策事業を活用する場合は、その事業計画書の写し

ただし、高知県燃料タンク対策協議会が申請する場合の添付書類は、(1)、(2)、(4)及び(9)とする。

(改正後)

第5号様式 (第7条関係)

### 誓約書兼同意書

私は、燃料タンク対策事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について当該補助金の交付申請先の市町村に提供すること並びに高知県燃料タンク対策事業に係る個人情報等の取扱について高知県、市町村が一体となって農業施策に資することを目的として、高知県農業振興部の各課及び高知県、市町村との間で、必要に応じて情報を共有することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 (自署)

(改正前)

第5号様式 (第7条関係)

### 誓約書兼同意書

私は、燃料タンク対策事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について当該補助金の交付申請先の市町村に提供すること並びに高知県燃料タンク対策事業に係る個人情報等の取扱について関係機関が一体となって農業施策に資することを目的として、高知県農業振興部の各課及び関係機関との間で、必要に応じて情報を共有することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 (自署)

(改正後)

第6号様式(第7条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金  
補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間(廃止の時期)

(改正前)

第6号様式(第7条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

名称

代表者名

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金  
補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間(廃止の時期)

(改正後)

第8号様式

流出防止装置付き燃料タンク等整備計画

市町村名： \_\_\_\_\_

1. 流出防止装置付き燃料タンク整備の具体的方針

2. 整備計画

年 度	総タンク 設置数	平成26 ～令和3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 4～8 合 計	総整備数
タンク 整備数	基	基	基	基	基	基	基	基	基

※総タンク設置数は直近の燃料タンク悉皆調査結果に基づくタンク数を記載してください。  
 ※平成26年度～令和3年度は燃料タンク対策事業で整備した流出防止装置付き燃料タンク整備実績数、令和4年度以降は整備予定数を記載してください。  
 ※総整備数は、燃料タンク対策事業における平成26年度～令和8年度までの整備見込み数

3. 整備推進のための対策

(改正前)

第8号様式

流出防止装置付き燃料タンク等整備計画

市町村名： \_\_\_\_\_

1. 流出防止装置付き燃料タンク整備の具体的方針

2. 整備計画

年 度	総タンク 設置数	平成26 ～令和2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 3～7 合 計	総整備数
タンク 整備数	基	基	基	基	基	基	基	基	基

※総タンク設置数は直近の燃料タンク悉皆調査結果に基づくタンク数を記載してください。  
 ※平成26年度～令和2年度は燃料タンク対策事業で整備した流出防止装置付き燃料タンク整備実績数、令和3年度以降は整備予定数を記載してください。  
 ※総整備数は、燃料タンク対策事業における平成26年度～令和7年度までの整備見込み数

3. 整備推進のための対策



(改正後)

第9号様式 (第8条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その変更を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更申請額	差引き増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札日、変更後の事業完了予定日を記載)

4 添付書類

- 変更事業計画 (別記第2号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
- 収支予算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
- 変更事業の見積書及び図面
- 契約書の写し (入札による補助金の減額、契約変更による補助金額の変更を行う場合に添付)  
(注) 追加申請を行う場合は以下の書類を添付すること
- 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
- 位置図、設備の設置場所を明記したハウス概略図及び写真
- 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- 特認協議書 (別記第4号様式)
- タンクの設置状況写真及び平面図 (削減タンクの図示) (タンク削減区分の場合)
- リース見積書など、リース期間終了後の残存設定価格がわかるもの (タンク削減区分でリースをする場合)

(改正前)

第10号様式 (第8条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その変更を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更申請額	差引き増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札日、変更後の事業完了予定日を記載)

4 添付書類

- 変更事業計画 (別記第2号様式又は別記第2号様式の2: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
- 収支予算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
- 変更事業の見積書及び図面
- 契約書の写し (入札による補助金の減額、契約変更による補助金額の変更を行う場合に添付)  
(注) 追加申請を行う場合は以下の書類を添付すること
- 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
- 位置図、設備の設置場所を明記したハウス概略図及び写真
- 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- 特認協議書 (別記第4号様式)
- 県税事務所で発行する全税目の納税証明書 (県税の滞納がないことを証するもの)  
ただし、県税の納税義務がない場合は別記第9号様式の申立書を添付してください。  
なお、交付申請時に提出済みの場合は不要です。  
また、申請者が市町村の場合には納税証明書及び申立書の添付は不要です。
- タンクの設置状況写真及び平面図 (削減タンクの図示) (タンク削減区分の場合)
- リース見積書など、リース期間終了後の残存設定価格がわかるもの (タンク削減区分でリースをする場合)
- 国の産地パワーアップ事業又は産地活性化総合対策事業を活用する場合は、その事業計画書の写し  
ただし、高知県燃料タンク対策協議会が申請する場合の添付書類は、(1)、(2)、(3)又は(4)、(5)及び(9)とする。

(改正後)

第10号様式 (第9条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1) 事業実績 (別記第2号様式: 変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段に括弧書きしてください。)
- (2) 収支決算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください。)
- (3) 財産管理台帳 (別記第7号様式)
- (4) 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- (5) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (6) 位置図
- (7) 写真 (施工後)
- (8) タンク撤去報告書 (別記第12号様式) (タンク削減区分の場合)

(改正前)

第11号様式 (第9条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1) 事業実績 (別記第2号様式又は別記第2号様式の2 変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段に括弧書きしてください。)
- (2) 収支決算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください。)
- (3) 財産管理台帳 (別記第7号様式)
- (4) 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- (5) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (6) 位置図
- (7) 写真 (施工後)
- (8) タンク撤去報告書 (別記第13号様式) (タンク削減区分の場合)

ただし、高知県燃料タンク対策協議会が報告する場合の添付書類は、(1)、(2)及び(5)とする。

(改正後)

第11号様式 (第9条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) がありました補助金  
について、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の 額の確定額		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除 税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

(改正前)

第12号様式 (第9条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) がありました補助金  
について、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の 額の確定額		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除 税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

(改正後)

第12号様式

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る  
タンク撤去報告書

申請 番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日
申請 番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

タンク撤去事業者名  
代表者名

(改正前)

第13号様式

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る  
タンク撤去報告書

申請 番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日
申請 番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

タンク撤去事業者名  
代表者名

(改正後)

第13号様式 (第10条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金につきまして概算交付されるよう高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業 (変更) 実施計画書 (別記第 2 号様式に計画と出来高を 2 段書きにすること。)
- (2) 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- (3) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (4) 位置図
- (5) 完了した部分の写真 (施工後)
- (6) タンク撤去報告書 (別記第12号様式) (タンク削減区分の場合)

(改正前)

第14号様式 (第10条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金につきまして概算交付されるよう高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業 (変更) 実施計画書 (別記第 2 号様式又は別記第 2 号様式の 2 に計画と出来高を 2 段書きにすること。)
- (2) 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- (3) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (4) 支出調書、請求書又は実績見込み等の積算根拠 (推進区分の場合)
- (5) 位置図
- (6) 完了した部分の写真 (施工後)
- (7) タンク撤去報告書 (別記第13号様式) (タンク削減区分の場合)

ただし、高知県燃料タンク対策協議会が請求する場合の添付書類は、(1) 及び (4) とする。